

地方消費税（道府県税） 消費税（国税）

商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して課税される税金で、消費税が課税される取引にはあわせて地方消費税も課税されます。原則として、事業者が納める税金ですが、商品などの価格に含まれて、次々と転嫁され、最終的には消費者が負担します。

● 納める人

■ 国内取引

資産の譲渡・貸付けおよび役務の提供ならびに特定課税仕入れを行った個人事業者と法人

※ 基準期間（原則として前々年または前々事業年度）の課税売上高が1,000万円以下の事業者は、免税事業者になります。

ただし、前年の1月1日（法人の場合は前事業年度開始の日）から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合においては課税事業者となります。なお、6か月間の課税売上高に代えて、6か月間の給与等支払額の合計額により判定することもできます。

■ 輸入取引

外国貨物を保税地域から引き取る者

● 納める額

消費税額(国税)を計算し、それを基に、地方消費税額(道府県税)を計算します。

※ 令和元年10月1日から、税率は8%(消費税6.3%、地方消費税1.7%)から10%(消費税7.8%、地方消費税2.2%)に引き上げられます。式中の()内の数値は、令和元年10月1日以後のものです。

■ 国内取引

● 消費税額（国税）

課税期間における課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除して、納付する消費税額を計算します。

$$\text{課税売上高} \times 6.3\% (7.8\%) - \text{課税仕入高} \times 6.3 / 108 (7.8 / 110)$$

※ 「課税売上高」は、消費税と地方消費税に相当する金額を除いた金額（税抜き）です。

※ 基準期間の課税売上高が5,000万円以下の事業者は、課税売上高から納付する消費税額を計算する簡易課税制度が選択できます。

● 地方消費税額（道府県税）

$$\text{消費税額} \times 17 / 63 (22 / 78)$$

■ 輸入取引

● 消費税額（国税）

$$\text{関税課税価格} + \text{関税等} \times 6.3\% (7.8\%)$$

● 地方消費税額（道府県税）

$$\text{消費税額} \times 17 / 63 (22 / 78)$$



軽減税率制度が実施されます。

消費税率が10%に引き上げられると同時に、「酒類・外食を除く飲食料品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率の対象品目の税率は8%（消費税6.24%、地方消費税1.76%）です。

課税売上げや課税仕入れ等を税率ごとに区分して税額計算を行う必要がありますが、課税売上げに係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額を控除するといった消費税額の計算方法は変わりません。

詳しくは、国税庁ホームページをご覧ください。

<https://www.nta.go.jp>

国税庁 軽減税率

検索

● 納める時期と方法

■ 国内取引

- 個人事業者…… 原則として、1月1日から12月31日までの期間分として翌年の3月末日までに税務署に申告して納めます。
- 法人…… 原則として、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に税務署に申告して納めます。

■ 輸入取引

原則として、外国貨物を保税地域から引き取るときまでに所轄の税関に申告して納めます。

地方消費税（道府県税）は、消費税（国税）とあわせて税務署または税関に申告・納付します。詳しくは、税務署（56ページ参照）へお問い合わせください。

● 市町村への交付

各都道府県に払い込まれた地方消費税は、都道府県ごとの消費に相当する額に応じてあん分し、清算されます。都道府県間の清算後の地方消費税の1/2に相当する額は、県内の市町村に交付されます。

▶ 社会保障と税の一体改革

「社会保障と税の一体改革」は、急速に進む少子高齢化等の社会状況等を踏まえ、社会保障の充実・安定化と財政健全化を図ることを目的とした改革です。これにより、消費税・地方消費税の税率が平成26年4月1日から8%（令和元年10月1日からは10%）に引き上げられ、引上げ分の消費税収入については、全額が社会保障4経費（年金、医療、介護および少子化対策）に、地方消費税収入については、社会保障4経費を含む社会保障施策に充てられています。

